

兵庫県国土利用計画審議会条例

昭和 49 年 12 月 20 日 兵庫県条例告示第 65 号
平成 12 年 4 月 1 日 兵庫県条例告示

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 38 条第 2 項の規定に基づき、兵庫県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員会)

第 6 条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関して特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 特別委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、特別委員会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 委員長の職務及び特別委員会の会議については、第 4 条第 3 項及び前条の規定を準用する。

(補 則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

公 布 昭和 49 年 12 月 20 日

一部改正 平成 12 年 4 月 1 日